

鳥インフルエンザ（H七N九）を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 ○鳥インフルエンザ（H七N九）を指定感染症として定める等の政令（平成二十五年政令第二百二十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">1 （略）</p> <p>2 この政令は、この政令の施行の日から起算して二年を経過した日に、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用並びにその時まで^に第二条第一項において準用する法第五十八条（第五号から第九号まで、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）の規定により支弁する費用及び同項において準用する法第六十一条第二項若しくは第三項の規定により負担する負担金については、この政令は、その時以後も、なおその効力を有する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">1 （略）</p> <p>2 この政令は、この政令の施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用並びにその時まで^に第二条第一項において準用する法第五十八条（第五号から第九号まで、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）の規定により支弁する費用及び同項において準用する法第六十一条第二項若しくは第三項の規定により負担する負担金については、この政令は、その時以後も、なおその効力を有する。</p>